

東大阪市健保地第1205号  
令和5年7月21日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター  
評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター  
令和4年度財務諸表に係る意見について

標記のことについて、地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき財務諸表を承認するにあたり、地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例第2条第1項第4号の規定により、意見を求めます。

東大阪市健保地第1206号

令和5年7月21日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター

令和4年度事業報告書の評価に係る意見について

標記のことについて、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定に基づく評価結果報告書（案）に対して、地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例第2条第1項第3号の規定により、意見を求めます。

東大阪市健保地第1218号

令和5年7月21日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター

第2期中期目標の変更に係る意見について

標記のことについて、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づく第2期中期目標の変更に對して、同法第25条第3項の規定により、意見を求めます。

小項目評価（5段階評価）

評価	評価基準	備考
5	年度計画を大幅に上回って実施している。	
4	年度計画を上回って実施している。	
3	年度計画を順調に実施している。	
2	年度計画を十分に実施できていない。	
1	年度計画を大幅に下回っている。	

大項目評価（5段階評価）

評価	評価基準	備考
S	中期目標・中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。	(すべての小項目が3～5かつ評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。	(すべての小項目が3～5)
B	中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。	(3～5の小項目の割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。	(3～5の小項目の割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。	(評価委員会が特に認める場合)

# 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

## 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。**
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識される**とともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応も迫られる**など、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持つて、公立病院の経営を強化していくことが重要。**

## 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載**

### 公立病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。

特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

#### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保** (特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化)
- ・ **医師の働き方改革**への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

- **施設・設備の最適化**
  - ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
  - ・ デジタル化への対応

#### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

## 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。**

## 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

## 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。**